

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

いじめは人権侵害に当たる重大な問題であり、決して許されるものではない。

学校においては、いじめの未然防止を図ることはもとより、いじめを認知した際には、いじめを受けている生徒を守り、いじめを行っている生徒にはその行為を許さず、毅然とした強い姿勢で指導していく必要がある。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針及び「台東区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こる可能性がある人権に関わる侵害行為であり、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。
- (2) 全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解し、生徒が発する小さなサインを見逃さないように努め、日頃から生徒とのふれあいを大切にし、一人一人の生徒との信頼関係を築きながら、軽微ないじめも見逃さずに的確に認知していく。
- (3) 豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践し、生徒自身がいじめ問題を自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。あわせて、教育活動全体を通じて、生徒の自己肯定感を育むとともに、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。
- (4) 子の教育について第一義的責任を有するのは保護者であり、保護者が日頃から子の規範意識を養うために努めていることを念頭に置き、様々な情報を積極的に保護者と共有し、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。
- (5) PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等の外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、迅速かつ的確に対応する。

## 4 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) 学校いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

4月、7月、12月、3月に定例会議を開催する。また、当委員会で対応を要する事案が発生又は予見される場合は、校長が招集する。

### (2) いじめの未然防止

誰もがいじめを行う側、いじめを受ける側になる可能性があるという認識の下、教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。特に、学校生活の大半を占める授業において「学ぶ楽しさ」を味わわせるとともに、集団で学習する意義を十分に踏まえた授業を展開することにより、生徒が前向きに学校生活を送ることができるようとする。

また、生徒自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が生徒の活動を励まし支援していく。さらに、教職員の言動が、生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識し、生徒のいじめを増長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

実現に向けて以下の取組を行う。

- ① 学校体制を確立し、環境を整備する。
- ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高める。
- ③ 生徒一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する。
- ④ 生徒の自己自浄力を育てる。

### (3) いじめの早期発見

いじめは当事者以外からは見えにくいものであり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、学級担任等が気付いた気になる様子や生徒同士のトラブルについて、対策委員会が情報を集約し、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するとともに、認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行う。

いじめの早期発見を徹底する観点から、以下の内容を実施する。

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように対策委員会が情報の収集を行う。  
(関係諸機関：子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館、上野・下谷警察署等)
- ・6月と11月と2月に『いじめアンケート調査』を実施する他、生徒の欠席日数、ふれあい月間の生徒・教員への周知、スクールカウンセラーと連携した教育相談の実施等により、いじめの早期発見・実態把握・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備に努めるため、『いじめ早期発見点検用紙』を活用した点検を担任が行い、対策委員会に報告する。
- ・取組の改善や新たな取組の実施について、定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

#### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけや特定の教員だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあることから、いじめを認知した、あるいはその疑いがあった時点で、対策委員会に報告する。報告を受けた対策委員会は、情報の収集と記録、共有を行い、全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する。ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての情報を対策委員会に報告・相談する。

いじめを受けた生徒に対しては、いじめの状況や心情を聴取し、当該生徒の状態に合わせた迅速かつ継続的なケアを行う。いじめを行った生徒に対しては、いじめの事実を聴取し、再発防止に向けて適切に指導・支援する。

また、保護者の対応についても誠意を尽くし、きめ細かに情報共有を行い、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

あわせて、いじめを認知した際には教育委員会へその事案を報告し、連携を図りながら事案の解消に努める。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、上野警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに上野警察署に相談・通報し、援助を求める。

ネット等によるいじめの対応として、以下の取組を行う。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、上野中学校のセーフティ教室において情報モラル教育を推進するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## (5) いじめが解消した状態についての考え方

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめを受けた生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

いじめが解消している状態とは、「いじめに係る行為が解消している」かつ「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を受けていない」状態であり、当該生徒の状態等を総合的に捉え、対策委員会が判断する。

ただし、いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察していく。

## 5 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。

しかし、重大事態が発生した際には、台東区教育委員会と協働し、いじめを受けた生徒及びその保護者等に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明に努める。

あわせて、重大事態発生時には、いじめを受けた生徒やその保護者等に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施する。

<重大事態の定義> 法第28条第1項より

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも同様の扱いとする。

### (1) 重大事態の報告及び調査

重大事態が発生した場合は、速やかに台東区教育委員会に報告するとともに、対策委員会又は台東区いじめ問題対策委員会が当該重大事態に係る事実関係等の調査を行う。

### (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する調査に係る情報の提供

当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。その際、他の生徒のプライバシー及び関係者の個人情報等に十分配慮する。